

## 港湾施設等使用料金

港湾施設使用料金は、青森県港湾管理条例により定めています。  
 (青森県港湾管理条例施行規則(平成12年3月24日、規則第123号)で定められた様式の申請書を提出して下さい。)

### 入 港 料

種 別	使 用 料 の 額	
外 航 船	入港1回毎 総トン数1トンにつき	2.00円
内 航 船	入港1回毎 総トン数1トンにつき	1.10円

※総トン数700トン以上の船舶の場合

※1日の入港回数(同一船舶・同一港湾)が2回以上の場合は1回として計算する

※1月の入港回数が11回以上の場合は10回として計算する

※総トン数1トン未満の船舶は1トンとして計算する

※10円に満たない端数があるときはその端数部分を10円とする

### 岸壁、棧橋又は物揚場使用料

係 留 時 間	種 別	使 用 料 の 額
12時間まで	外 航 船	4.50円 × トン数
	内 航 船	4.95円 × トン数
12時間超～24時間まで	外 航 船	6.00円 (3.00円×2) × トン数
	内 航 船	6.60円 (3.30円×2) × トン数
24時間超～36時間まで	外 航 船	9.00円 (3.00円×3) × トン数
	内 航 船	9.90円 (3.30円×3) × トン数
36時間超～48時間まで	外 航 船	12.00円 (3.00円×4) × トン数
	内 航 船	13.20円 (3.30円×4) × トン数
48時間超～60時間まで	外 航 船	15.00円 (3.00円×5) × トン数
	内 航 船	16.50円 (3.30円×5) × トン数
60時間超～72時間まで	外 航 船	18.00円 (3.00円×6) × トン数
	内 航 船	19.80円 (3.30円×6) × トン数
72時間超～84時間まで	外 航 船	21.00円 (3.00円×7) × トン数
	内 航 船	23.10円 (3.30円×7) × トン数
84時間超～96時間まで	外 航 船	24.00円 (3.00円×8) × トン数
	内 航 船	26.40円 (3.30円×8) × トン数
96時間超	外 航 船	3.0円に、係留時間が12時間を超える時間が12時間までごとに3.0円を加算した額
	内 航 船	3.30円に、係留時間が12時間を超える時間が12時間までごとに3.30円を加算した額

※トン数……1トン未満の端数は切り上げ

※料 金……1円未満は切り捨て

## 小型船舶用物揚場使用料

使 用 料 の 額	
船舶の長さ1メートルにつき	月額 2,111円

## ヨットハーバーに係る物揚場使用料

区 分	使 用 料 の 額	
物 揚 場	ヨット一艇につき	月額 13,200円
	※ただし、使用期間が1月に満たない場合は、1日につき660円とする。	

## 上屋使用料

区 分	使 用 料 の 額	
浜町ふ頭上屋	1平方メートルにつき	日額 18.70円

※面積……1平方メートル未満の端数は切り上げ

※料金……1円未満は切り捨て

## 野積場使用料

区 分	使 用 料 の 額	
舗装野積場	1平方メートルにつき	日額 4.60円
未舗装野積場	1平方メートルにつき	日額 2.84円

※面積……1平方メートル未満の端数は切り上げ

※料金……1円未満は切り捨て

## 船舶給水施設使用料

区 分	使 用 料 の 額	
外 航 船	1立方メートルにつき	620.00円
内 航 船	1立方メートルにつき	682.00円

※料金……1円未満は切り捨て

※1立方メートルに満たないときは1立方メートルとして計算する。

※執務時間外(休日及び国民の祝日、12月29日から翌年1月3日までの各日の全時間、休日以外の日の午前0時から午前8時まで、午後5時(土曜日の場合は、正午)から午後12時まで)は3割増。深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)は5割増。

## 港湾施設用地使用料

### 使用料の額

イ 工作物を設置する場合(ハ及びニに掲げる場合を除く。)

年 額 近傍類似地の時価の百分の四に相当する額

ロ 工作物を設置しない場合

1 平方メートルにつき	日 額	2.60円
-------------	-----	-------

ハ 電気通信事業法施行令(昭和60年政令第75号)別表第一の二に掲げる設備(同表の二に掲げるその他の設備を除く。)を設置する場合(ニに掲げる場合を除く。)

年額 同表の二に規定するそれぞれの額

ニ 水道管、ガス管等を設置する場合

臨港道路の敷地	外径が0.07メートル未満のもの	1メートルにつき	年額 17円
	外径が0.07メートル以上0.10メートル未満のもの	1メートルにつき	年額 24円
	外径が0.10メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき	年額 36円
	外径が0.15メートル以上0.20メートル未満のもの	1メートルにつき	年額 47円
	外径が0.20メートル以上0.30メートル未満のもの	1メートルにつき	年額 71円
	外径が0.30メートル以上0.40メートル未満のもの	1メートルにつき	年額 95円
	外径が0.40メートル以上0.70メートル未満のもの	1メートルにつき	年額 170円
	外径が0.70メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき	年額 240円
その他	外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき	年額 470円
そ の 他		1メートルにつき	年額 99円

※1メートル未満の端数は1メートルとして計算する。

※1平方メートル未満の端数は1平方メートルとして計算する。

## 占 用 料

区 分	使用料の額(年額)		
	工作物を設置する場合	電柱類	本柱、支柱及び支線各1本につき
管類		1メートルにつき	99円
その他		1平方メートルにつき	85円
工作物を設置しない場合		1平方メートルにつき	45円

※1年に満たないときは月割りで計算する。1月未満の日数は、1月とする。

※1メートル未満の端数は1メートルとして計算する。

※1平方メートル未満の端数は1平方メートルとして計算する。

※占用期間が1月に満たない場合は10%増。

※100円未満の端数は100円として計算する。

## 待 合 所 (青森国際クルーズターミナル)

区 分	使 用 料 の 額	
ターミナルホール	1時間につき	13,900円
ウェルカムホール	1時間につき	4,200円